



2022年1月12日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
(JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-5980-7002

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ

当社が2020年12月29日付け「(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」及び2021年1月27日付「(開示事項の経過) 訴訟の判決に対する控訴のお知らせ」で開示したとおり、常州雅迪服飾有限公司及び常州市金壇凱迪製衣厂から提起された売掛金請求訴訟(以下「本訴訟」という)について、当社は第一審判決を不服として、2021年1月27日付で東京高等裁判所に控訴しておりましたが、2021年12月20日に、中華人民共和国江蘇省高級人民法院から判決の言渡しを受けましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

中華人民共和国江蘇省高級人民法院 2021年12月20日

2. 本訴訟を提起した者

- (1) 名 称：①常州雅迪服飾有限公司
②常州市金壇凱迪製衣厂
- (2) 所 在 地：①江蘇省常州市金壇区直溪鎮工業集中区振興南路6号
②江蘇省常州市金壇区東方村委東湖路18号
- (3) 代表者の役職・氏名：①李国群
②湯国華

3. 控訴審判決に至った経緯

当社は、江蘇省常州市中級人民法院において、2018年12月26日付で常州雅迪服飾有限公司及び常州市金壇凱迪製衣厂より訴訟を提起され、第一審において、当社が仕入れた衣料品の売掛債権を有しているとして、それぞれ売掛金の支払を求める訴訟を提起されました。当社は、当該売掛債権の存在に関する当社の実事関係の認識とは相違があり、第一審において原告である常州雅迪服飾有限公司及び常州市金壇凱迪製衣厂の主張をすべて争っておりましたが、2020年12月28日に、江蘇省常州市中級人民法院において、以下の内容の判決を言い渡されました。

①常州雅迪服飾有限公司

(1) 被告は、原告に対し、669,484.14元及びこれに対する2016年6月11日から支払済

みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 原告のその他の訴求は却下する

(3) 被告の訴訟費用に関する負担額は11,000元とする

② 常州市金壇凱迪製衣廠

(1) 被告は、原告に対し、1,009,164.70元及びこれに対する2016年6月11日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。

(2) 原告のその他の訴求は却下する

(3) 被告の訴訟費用に関する負担額は15,010元とする

この第一審判決に対し、当社は2021年1月27日付で、これを不服として江蘇省高級人民法院に控訴を提起しましたが、2021年12月20日に、東京高等裁判所より控訴審判決の言い渡しを受け、当社の控訴は棄却されました。

4. 控訴審判決の内容

(1) 本件控訴は棄却する。

(2) 控訴費用は控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

本訴訟の判決に対しては、当社は弁護士と協議の上、適切に対応してまいります。

また、本件判決による当社の業績に与える影響につきましては、判明し次第、必要に応じて適時開示を行ってまいります。なお、当社は上記第一審判決の結果を受けて、既に当社の財務諸表上に訴訟損失引当金として39,006千円（遅延損害金相当額及び控訴審に係る弁護士費用等）を計上しております。

以上